

第三期 帯広市環境基本計画

(素案策定検討資料)

帯広市

目 次

第1章 第三期帯広市環境基本計画の策定にあたって

・ 計画策定の趣旨と背景	1
・ 計画の位置づけ	1
・ 計画期間	1
・ 市、事業者、市民の役割	2
・ 第三期帯広市環境基本計画の体系	3
・ 推進体制と進行管理	6
・ 帯広市生物多様性地域戦略について	7

第2章 帯広市における環境の現況と課題、指標値と今後の取り組み

基本目標 1

地球環境の保全【地球環境にやさしいまち】	8
----------------------	---

基本目標 2

自然共生社会の形成【自然とともに生きるまち】	17
------------------------	----

基本目標 3

生活環境の保全【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】	24
----------------------------	----

基本目標 4

循環型社会の形成【ごみを出さないまち】	30
---------------------	----

基本目標 5

市民参加と広域連携【環境にやさしい行動を実践するまち】	36
-----------------------------	----

第 1 章

第三期帯広市環境基本計画

策定にあたって

計画策定の趣旨と背景

帯広市では、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すことを掲げた「帯広市環境基本条例」に基づき、帯広市環境基本計画を策定し、環境基準の達成に向けた取り組みや、温室効果ガス排出量削減等の取り組みを行ってきました。

この間には、平成 22 年 10 月に生物多様性第 10 回締約国会議における愛知目標の採択や、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの導入加速化など、環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきているとともに、微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準の設定や、外来種の生息域拡大、気候変動などの影響も顕在化してきており、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取り組みをより一層推進することが必要となってきました。

こうしたことから、社会情勢の変化や計画の進捗状況などを考慮し、今後の環境施策の基本的な方向を示すため、第三期帯広市環境基本計画を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、帯広市環境基本条例第 9 条に基づき策定するものであり、第七期帯広市総合計画の分野計画となるとともに、生物多様性基本法第 13 条に基づく「帯広市生物多様性地域戦略」を兼ねるものです。

計 画 期 間

本計画は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間を対象としますが、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

市・事業者・市民の役割

地域の環境を守り、創造していくためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて行動をしていくことが重要です(帯広市環境基本条例第4条、第5条、第6条)。

行政が行う施策の他にも、市民の日常生活や事業者の事業活動などで、環境に配慮した行動を協働して展開することが望まれます。

■帯広市環境基本条例 市・事業者・市民の責務

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造を図る見地から環境への影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

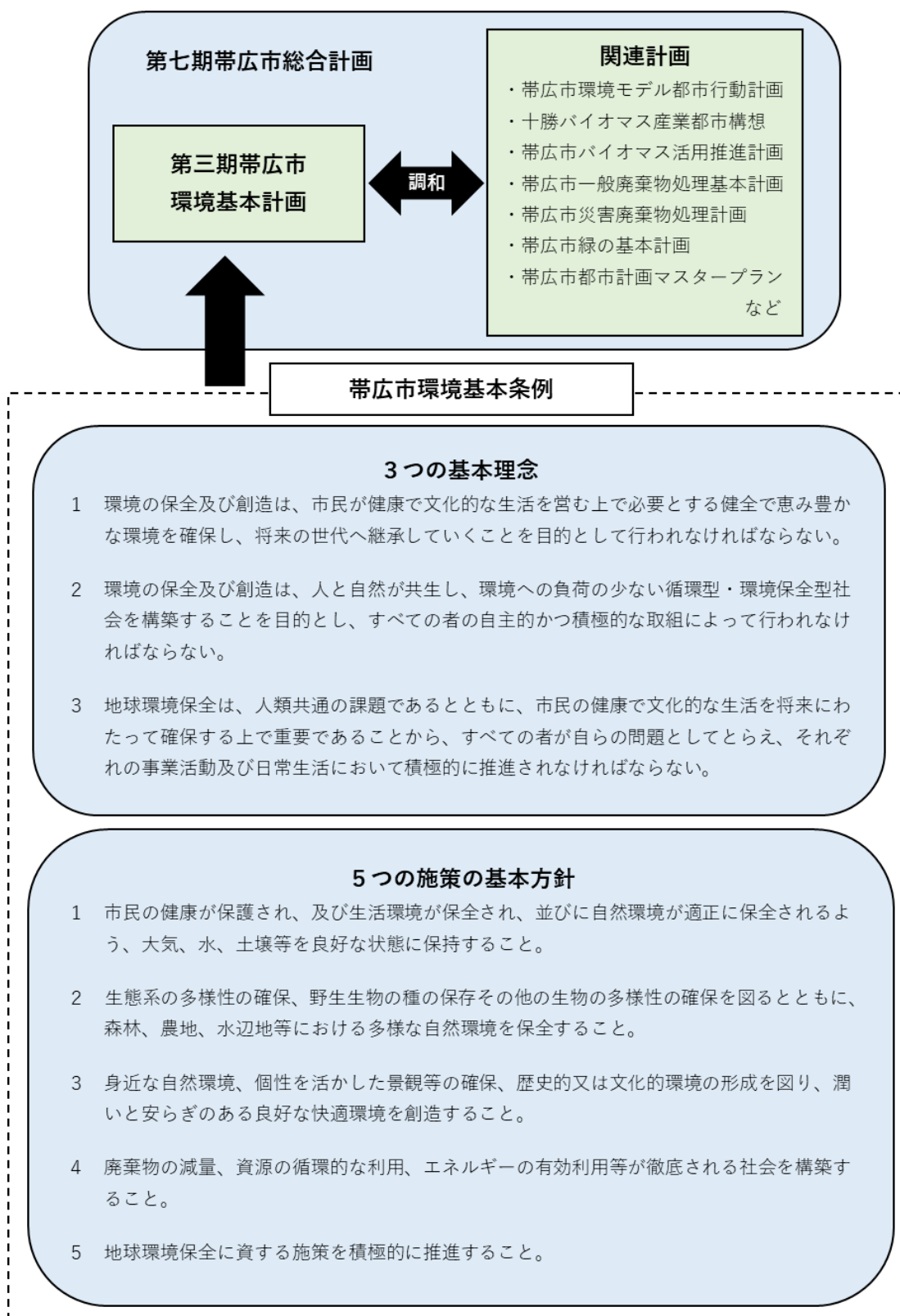
第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(「帯広市環境基本条例」より抜粋)

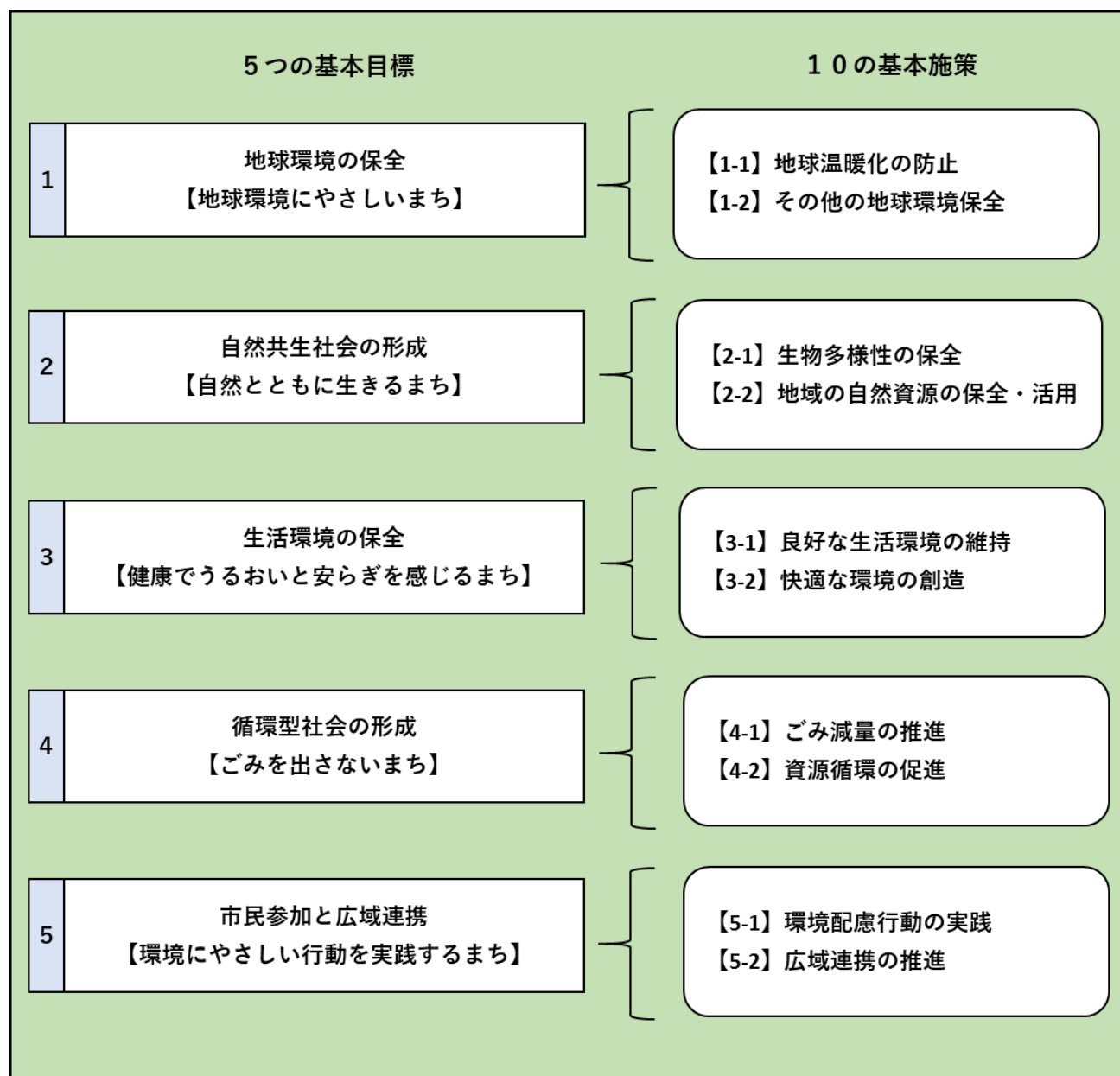
第三期帯広市環境基本計画の体系

第三期帯広市環境基本計画は、帯広市環境基本条例の3つの基本理念、5つの施策の基本方針を踏まえ、取り組みをすすめます。



具体的には、5つの基本目標と10の基本施策を定めます。

また、基本目標の進捗状況を把握するため、基本目標ごとに指標値を設定します。



※基本目標・・・目指す姿

※基本施策・・・基本目標達成に向けた市、事業者、市民が取り組むための施策

◆環境指標項目

基本目標の達成に向け、市民、事業者、行政が協働して取り組みを推進していくため、以下のよう
な環境指標項目を定めます。これらの数値を定期的にチェックすることで取り組みの進捗状況を
把握します。

環境指標項目(案)	基準	指標値	指標値に対する 達成率	達成率算出式
地球環境の保全 【 地球環境にやさしいまち 】				
温室効果ガス排出量	〇〇万 t -CO ₂ (平成〇年度)	〇〇万 t -CO ₂ (令和11年度)	〇% (平成〇年度)	目標排出量 万 t -CO ₂ /現在の排出量 万 t -CO ₂ ×100
太陽光発電システム設置件数	〇〇件 (平成〇年度)	〇〇件 (令和11年度)	〇% (平成〇年度)	現在の設置戸数 件/目標設置戸数 件×100
自然共生社会の形成 【 自然とともに生きるまち 】				
	(平成〇年度)	(令和11年度)	〇% (平成〇年度)	
	(平成〇年度)	(令和11年度)	〇% (平成〇年度)	
生活環境の保全 【 健康でうまいと安らぎを感じるまち 】				
環境基準達成率	〇% (平成〇年度)	〇% (令和11年度)	〇% (平成〇年度)	
	(平成〇年度)	(令和11年度)	〇% (平成〇年度)	
循環型社会の形成 【 ごみを出さないまち 】				
市民1人1日当たりのごみ排出量	〇g (平成〇年度)	〇g (令和11年度)	〇% (平成〇年度)	目標排出量 g/現在の排出量 g×100
リサイクル率	〇% (平成〇年度)	〇% (令和11年度)	〇% (平成〇年度)	現在のリサイクル率 %/目標リサイクル率 %×100
市民参加と広域連携 【 環境にやさしい行動を実践するまち 】				
	(平成〇年度)	(令和11年度)	〇% (平成〇年度)	
	(平成〇年度)	(令和11年度)	〇% (平成〇年度)	

推進体制と進行管理

本計画の効果的な推進と総合的な調整を行うために、計画の推進と進行管理のための体制づくりを行います。

◆推進体制

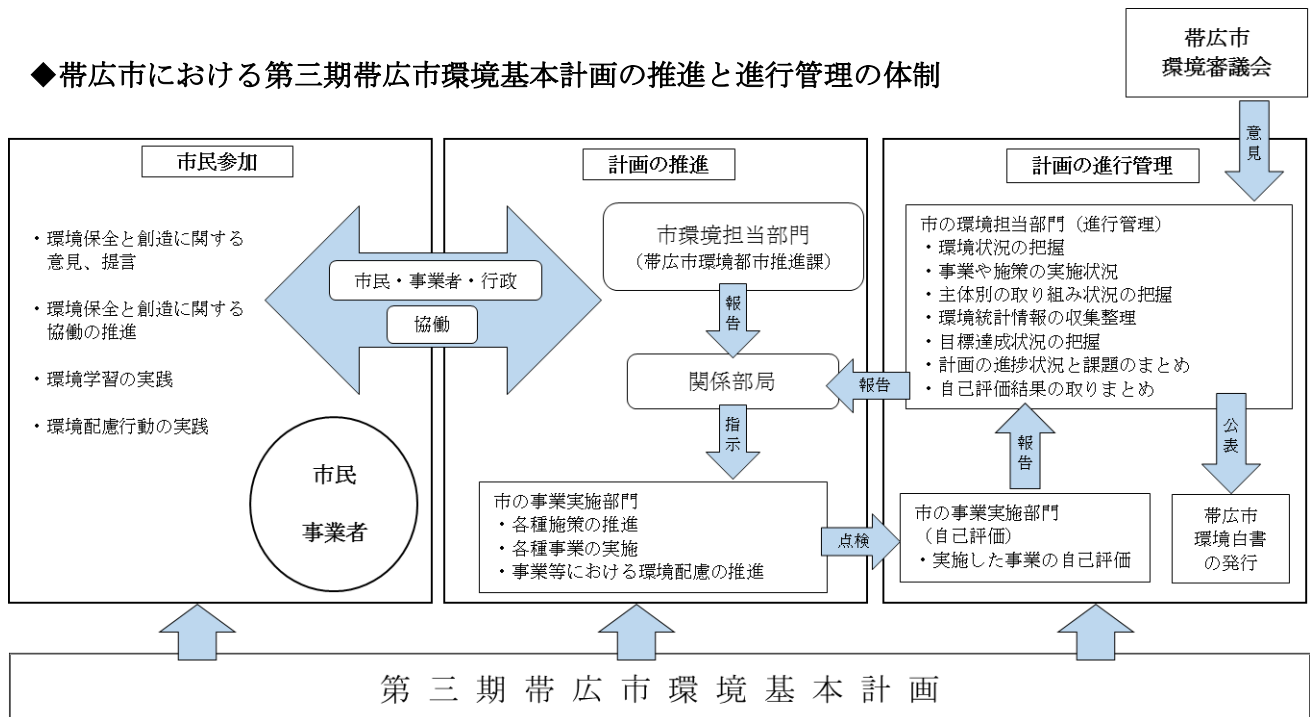
庁内関係部局と連携し、施策を推進します。また、市民・事業者・行政が協働し、環境配慮行動の実践などに携わります。

◆進行管理

設定した環境指標項目の数値をもとに、計画の進捗状況の点検を行い、帯広市環境審議会から意見を求めます。

計画の進捗状況等は、毎年発行している帯広市環境白書を通して、市民へ公表します。

◆帯広市における第三期帯広市環境基本計画の推進と進行管理の体制



帯広市生物多様性地域戦略について

生物多様性基本法が平成 20 年に施行され、平成 22 年には名古屋において第 10 回生物多様性条約締約国会議(COP10)が開催されるなど、近年、生物多様性の保全は重要な環境問題になっています。

第三期帯広市環境基本計画は、帯広市における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な事項を定めるものであることから、生物多様性基本法第 13 条に基づき、「帯広市生物多様性地域戦略」として位置づけます。

生物多様性基本法 第 13 条（抜粋）

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

【 対象とする区域 】

帯広市全域

【 生物多様性地域戦略の推進にむけて 】

目標を達成するためには、第三期帯広市環境基本計画のすべての目標、基本施策による取り組みを推進することが必要です。

また、この計画は市、事業者、市民の相互理解及び協力が非常に重要となります。

【 目 標 】

5つの基本目標の達成

【 施 策 】

10の基本施策の推進

第2章

帯広市における環境の現況と課題 指標値と今後の取り組み

基本目標 1 地球環境の保全

【1-1】地球温暖化の防止

環境の現況と課題

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次評価報告書（平成 25～27 年）では、温室効果ガス増加に伴う地球温暖化の進行は疑う余地がないこと、将来の温室効果ガスの継続的な排出は、さらなる温暖化と気候システムの全ての要素に長期にわたる変化をもたらし、人間や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることなどが示されています。

既に世界的に平均気温の上昇による雪氷の融解や海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても豪雨、台風等による被害の甚大化、農作物や生態系への影響等が懸念されており、地球温暖化の防止は、世界共通の課題となっています。

平成 27 年 11 月フランス・パリにおいて、約 150 か国の首脳が参集し、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、翌 12 月にパリ協定が採択されました。パリ協定には、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を迫及することや、今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡といった目標が盛り込まれ、すべての国が参加する公平で実行的な国際的枠組みの合意となりました。

我が国では、パリ協定の採択を受け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、「地球温暖化対策計画」が平成 28 年 5 月に閣議決定され、国を挙げて温室効果ガスの排出を抑えた低炭素社会実現に向けた取り組みがすすめられています。

【帯広市環境モデル都市行動計画（帯広市地球温暖化防止実行計画（区域施策編））】

帯広市は、平成 20 年 7 月に、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする「環境モデル都市」として選定され、平成 21 年 3 月に「帯広市環境モデル都市行動計画」を策定し、地球温暖化の防止と活力あるまちづくりが両立した低炭素社会の実現に向けた取り組みをすすめてきました。

現在は平成 31 年 3 月に策定した「帯広市環境モデル都市行動計画(2019 年度～2023 年度)」に基づき、市民の具体的な省エネ行動の促進や、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用などの取り組みをすすめています。

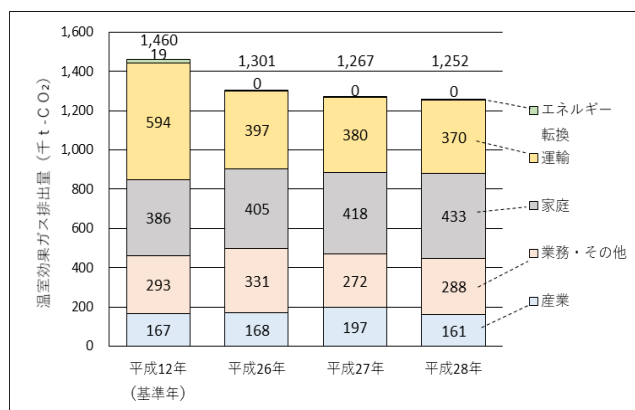
また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定めた「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定するよう努めることとされており、「帯広市環境モデル都市行動計画（2019 年～2023 年度）」は、それに相当する計画として位置づけられています。

【帯広市の温室効果ガス排出状況】

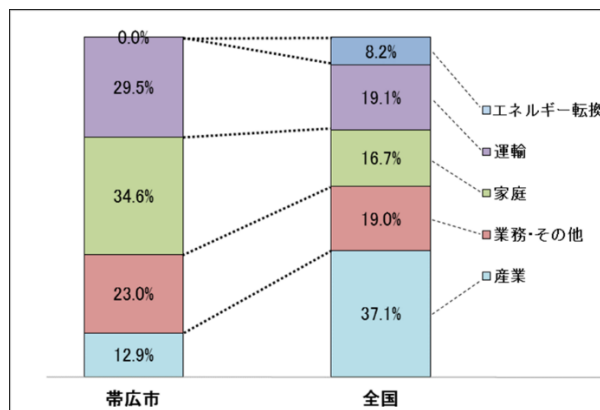
平成 28 年の帯広市内からの温室効果ガス排出量は、1,252 千 t-CO₂ となっており、平成 12 年と比較すると 14.2%減少しています。

帯広市内の排出量の割合では家庭部門が最も多く 34.6%、続いて運輸部門が 29.5%、業務・その他部門が 23.0%、産業部門が 12.9%となっています。全国と比較すると、家庭部門及び運輸部門からの排出量の割合が大きいことがわかります。

要因としては、家庭部門については、冬季における暖房使用などの消費エネルギーが大きいこと、運輸部門については、帯広運輸支局管轄区域における 1 人あたりの自家用乗用車保有台数が 0.634 台と、全国の 0.474 台と比較して約 1.3 倍となっており、交通手段として自家用車を使用する割合が高いことなどが考えられます。運輸部門については、エコカーの普及などにより温室効果ガス排出量は減少傾向にありますが、家庭部門については、世帯数の増加や各家庭における家電機器の普及などにより増加傾向にあることから、家庭部門における対策が課題となっています。



帯広市内からの温室効果ガス排出量推移



平成 28 年 帯広市と全国の排出割合



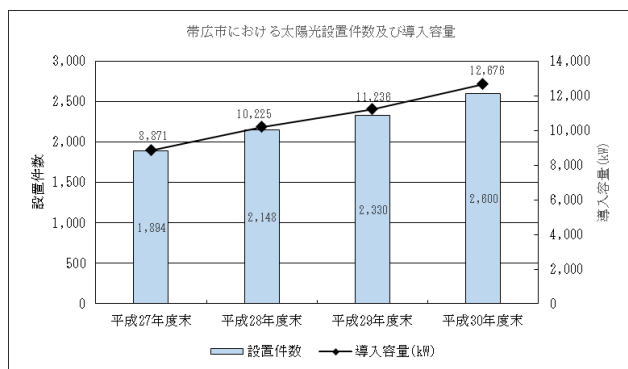
【エネルギーの有効活用】

帯広市には太陽光や地域の基幹産業である農林業などから発生するバイオマスなどを活用した再生可能エネルギーが豊富です。

特に、年間 2,000 時間を超える恵まれた日照時間と寒冷な地域特性を併せ持ち、太陽光発電の利用に適した地域と言われています。

環境モデル都市として温室効果ガス排出量削減を進めていくために、こうした半永久的でクリーンなエネルギーの利用を進めてきましたが、平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震に伴う大規模な長時間停電などを踏まえ、これまで以上に地域における自立・分散型エネルギーの確保が必要となっており、再生可能エネルギーのさらなる活用が重要です。

帯広市内における太陽光発電システムの設置件数は、平成 30 年度末時点で 2,600 件となっています。また、市では公共施設への率直的な導入を進めており、平成 30 年度末時点では福祉センターや小中学校など合計 21 施設に導入しています。



出典：経済産業省・資源エネルギー庁



太陽光発電システム（帯広市清流の里福祉センター）

「再生可能エネルギー発電設備の導入状況等」

帯広市では、温室効果ガス排出量削減に向け、住宅等で利用できる新エネルギー・省エネルギー機器・設備の利用拡大を図るため、太陽光発電システムのほか、木質ペレットストーブ、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯暖房機（エコジョーズ）の設置者に対する補助事業を実施してきました。このほか令和元年度からは、太陽光と同時設置する定置型蓄電池、エコジョーズと同時設置するガスエンジンコージェネレーションシステムも補助対象とし、家庭におけるエネルギーの自立化も同時にすすめています。

今後も、家庭部門からの温室効果ガス排出量削減に向け、一般家庭における新エネルギー・省エネルギー機器・設備の導入促進をすすめていく必要があります。

対象機器	平成12～20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
太陽光発電システム	164	116 (280)	140 (420)	223 (643)	338 (981)	267 (1,248)	205 (1,453)	171 (1,624)	141 (1,765)	96 (1,861)	88 (1,949)
エコキュート	—	—	56 (56)	104 (160)	75 (235)	106 (341)	74 (415)	58 (473)	52 (525)	40 (565)	52 (617)
エコジョーズ	—	—	22 (22)	49 (71)	95 (166)	94 (260)	163 (423)	132 (555)	162 (717)	188 (905)	196 (1,101)
木質ペレットストーブ	55	12 (67)	3 (70)	4 (74)	5 (79)	5 (84)	3 (87)	5 (92)	4 (96)	5 (101)	4 (105)
ホームエネルギー マネジメントシステム	—	—	—	—	—	—	—	—	11	13 (24)	15 (39)

出典：帯広市環境都市推進課資料（ ）内は累計。

地域では、農林業由来のバイオマスも豊富に有しており、これまで、家畜排せつ物を活用したエネルギー利用や堆肥利用、農産物残さの家畜飼料などとしての有効活用、製材工場等残材を活用した燃料利用を行ってきました。平成 27 年度からは国の「家畜ふん尿由来水素を活用した水素サプライチェーン実証事業」に参画し、家畜ふん尿由来の水素の製造や利活用の可能性についての検討を進めるなど、様々な知見と実績が蓄積されてきています。

平成 25 年 2 月にはバイオマス活用基本法に基づき、帯広市バイオマス活用推進計画を策定したほか、平成 25 年 6 月には、国からバイオマス産業都市に認定されました。十勝の豊富で多様なバイオマスを十勝全体で多段階かつ最大限活用し、環境に配慮した地域社会づくりを推進してきています。

その他のバイオマスとして、平成 20 年から NPO や市内スーパー等と連携し、廃天ぷら油を回収しています。回収された廃天ぷら油は精製後、バイオディーゼル燃料（BDF）として再生され、建設工事で使用する重機やバス、トラック、市の除雪車など公用車を含む一般車両などで利用されています。このうち、BDF を 5% 混合した軽油である B5 燃料は、市内でも一般販売されています。

廃天ぷら油は、従来は可燃ごみとして焼却処理されていたことから、軽油使用量の削減とともに、ごみの減量化につながる環境にやさしい取り組みで、平成 30 年度は帯広市内で年間 115,472ℓが回収されています。



BDF を燃料とする路線バス



廃天ぷら油の回収の目印

【帯広市エコオフィスパラン（帯広市地球温暖化防止実行計画）】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する事項を定めた「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定することとされています。これに基づき、帯広市においてもその事務及び事業に関し、「帯広市エコオフィスパラン」を平成 12 年度に策定しました。

本プランにおいて省エネルギー型設備や機器の導入、継続的なエネルギー管理などの省エネルギーに向けた取り組みや、廃棄物の削減、グリーン購入やペーパーレス化の推進などの取り組みを掲げ、職員一人ひとりが意識を高め、各部局が連携をはかりながら、率先して継続的かつ計画的に実施していく必要があります。

【地球温暖化への適応】

地球温暖化などによる気候変動は、自然界及び人間社会に影響を与えており、将来的には温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとった場合でも、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末には気候変動のリスクがより高くなると予測されています。

帯広市ではこれまで地球温暖化を防止する「緩和」の取り組みをすすめてきましたが、同時に地球温暖化による気候変動の影響に対応する「適応」についての取り組みもすすめていく必要があります。

基本目標 1 地球環境の保全

【1-2】その他の地球環境保全

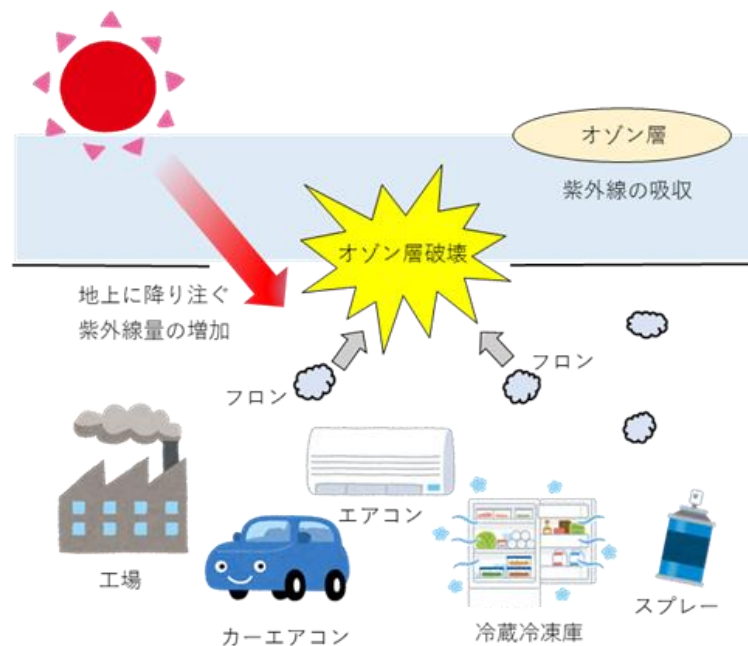
環境の現況と課題

大気中に放出される物質が原因となる環境問題として、従来より大気中のオゾン濃度の低下や、窒素酸化物・硫黄酸化物に起因する酸性雨・酸性雪といった問題が顕在化し注目されてきました。

日本でも、硫黄酸化物や窒素酸化物の公害問題対策として脱硫装置・窒素低減化の技術が開発され、これらの対策装置の輸出や技術支援といった国を超えた取り組みがされています。

フロン類については、特にオゾン層への影響が大きい特定フロンが全廃され、オゾン層への影響が比較的小さい代替フロンへと切り替える取り組みがすすめられてきました。

代替フロンの中には、GWP（地球温暖化係数）が非常に高いものもあり、これらの代替フロンはモントリオール議定書に基づき令和2年（発展途上国は令和12年）まで全廃が求められています。

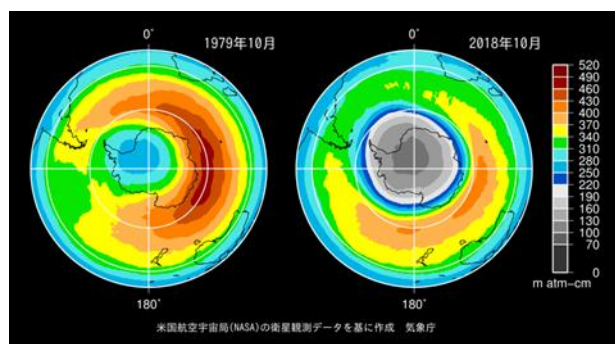


オゾン層の保護および酸性雨・酸性雪、いずれの地球環境保全対策についても、「排出の削減・抑制」、「原因物質除去・無害化」、「放出済物質の回収・破壊」といった取り組みを、「広域的に」、「関わる人皆で」すすめていくことが重要です。

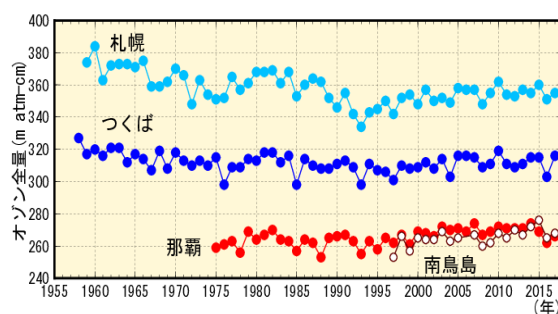
【オゾン層の保護】

日本では昭和 63 年、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）が制定された後、フロン回収は法律により義務化されてきました。フロンを利用した機器に対しては、平成 10 年の特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）以外にも、平成 13 年のフロン回収・破壊法（平成 27 年フロン排出抑制法に改正）や使用済み自動車の再資源化に関する法律（平成 14 年自動車リサイクル法）等で回収が義務付けられています。

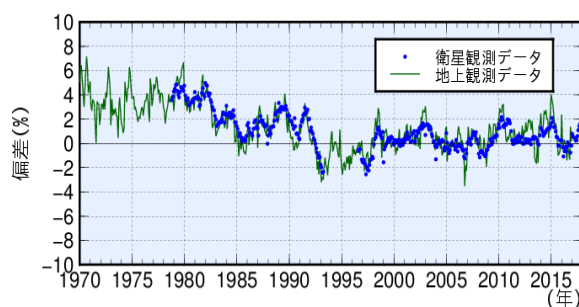
帯広市でも家電リサイクル法施行以前の平成 7 年より、家庭用冷蔵庫からフロン回収を行うなど、フロンを大気中に放出しないような施策に取り組んできており、フロン回収・放出の抑制を継続していく必要があります。



出典：気象庁「南極域のオゾン全量分布図」



出典：気象庁「日本のオゾン全量平均値の経年変化」 ※札幌、つくば、那覇、南鳥島におけるオゾン全量年平均値



出典：気象庁「世界のオゾン全量の経年変化」

※地上観測点と北緯 70 度～南緯 70 度で平均した衛星観測のデータで、季節変動成分を除去しています。

【酸性雪の調査】

酸性雨、酸性雪の原因は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼に付随して大気中に排出される窒素酸化物や硫黄酸化物などであり、発生源から排出された窒素酸化物や硫黄酸化物は気流に乗り、越境し影響を及ぼすため、局地的な問題にとどまらず国際的な環境問題となっています。日本を含む東アジア地域では、平成13年より「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）」による観測が進められています。

帯広市では平成4年度から酸性雪の調査を行っており、酸性雪の基準となる pH5.6 に対し、pH5.0 から 6.2 の数値を記録しています。これは、日本各地における観測結果とほぼ同程度となっており、主な原因は、近隣諸国における人口の増大や産業の発展に伴う化石燃料の消費量の増大であるといわれています。なお、ヨーロッパでは、酸性雨による森林の枯死や湖沼の酸性化が報告されています。

こうしたことから、酸性雨・酸性雪による植生や土壌等への影響に関する調査、国際的な協力による防止対策をすすめていく必要があります。

帯広市における酸性雪の調査結果（pH）

調査地点	調査年度					最高値	最低値	平均値
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度			
以平・泉	5.9	5.9	5.8	5.4	5.6	5.9	5.4	5.7
岩内(浄水場・仙境)	5.4	5.4	5.5	5.0	5.3	5.5	5.0	5.3
八千代	5.4	5.8	5.9	5.3	5.6	5.9	5.3	5.6
稲田	6.2	6.2	5.8	5.9	5.8	6.2	5.8	6.0
清川	5.4	5.7	5.8	5.8	5.6	5.8	5.4	5.7
5地点の最高値・最低値・平均値(直近5年)						6.2	5.0	5.7

出典：帯広市環境白書平成30年度版 ※網掛部分は酸性化(pH5.6以下)していることを示しています。

EANET地域の降水中pH（平成25年～平成29年の平均値）

利尻	4.78	落石岬	5.10	竜飛岬	4.77	佐渡関岬	4.74
八方尾根	5.09	東京	4.89	伊自良湖	4.93	隠岐	4.69
蟠竜湖	4.68	檜原	4.78	辺戸岬	5.07	小笠原	5.16

出典：令和元年度版環境・循環型社会・生物多様性白書

基本目標 1 地球環境の保全

【地球環境にやさしいまち】

指標値と今後の取り組み

指標値

令和 11 年度(2029 年度)までに

○帯広市内から排出される温室効果ガスを_____ 万 t-CO₂ にします。

○太陽光発電システムの設置件数を_____ 件にします。

今後の取り組み（案）

【1-1】地球温暖化の防止

○帯広市環境モデル都市行動計画（帯広市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)）を推進します

行動計画に掲げた具体的な取り組みを実行し、平成 12 年（2000 年）比で令和 5 年（2023 年）までに 23%以上、令和 12 年（2030 年）までに 30%以上、令和 32 年（2050 年）までに 50%以上の温室効果ガスの削減を目指します。

・再生可能エネルギーの導入促進

太陽光やバイオマスなど、地域特性を活かした再生可能エネルギーの一般家庭や公共施設等への導入を促進します。また、帯広市バイオマス活用推進計画や十勝バイオマス産業都市構想等に基づき、地域の基幹産業である農林業などから発生するバイオマスを有効活用し、環境に配慮した地域社会づくりを推進します。この他、廃天ぷら油の回収を継続し、積極的な BDF 利用を促進します。

・新エネルギー・省エネルギー機器・設備導入促進

家庭部門からの温室効果ガス排出量削減を目指すとともに、電力の自立化や災害時対策にもつなげるため、新エネルギー・省エネルギー機器・設備導入をすすめます。

・帯広市エコオフィスプラン(帯広市地球温暖化防止実行計画)の推進

帯広市は、市の業務及び事業に関し、温室効果ガス排出量削減のため、省エネルギー型設備や機器の導入、継続的なエネルギー管理、廃棄物削減やグリーン購入、ペーパーレス化の推進などを率先して継続的かつ計画的に推進します。

○地球温暖化への「適応」について周知等を行います。

地球温暖化に伴う気候変動への「適応」について、市民等の理解を深めるための周知を行い、関係部署においては「適応」に対する取り組みを検討していきます。

【1-2】その他の地球環境保全

○オゾン層の保護に向けた啓発を行います。

フロン排出抑制法に基づく、フロン類使用機器の適正な管理やフロン類の回収及び適正処理を啓発していきます。

○酸性雪の調査を定期的に行います。

主な原因となる窒素酸化物や硫黄酸化物などの発生抑制に向けた啓発に努め、定期的な酸性雪の調査を行います。

基本目標 2 自然共生社会の形成

【2-1】生物多様性の保全

環境の現況と課題

帯広市は、洪積台地と複合扇状地からなる十勝平野の中央に位置し、札内川水系と帯広川水系の大小様々な河川が貫流しており、清澄で豊かな水に恵まれた地域です。

山間部は、日高山脈襟裳国定公園にも指定され、ヒグマやオオタカをはじめとする生きものを頂点に、クマゲラ、エゾシカ、ナキウサギなどさまざまな生物に生息場所を提供する森林が広がっています。

それに続く農村部の林には、オオタカやフクロウ、アカゲラなどの鳥類や、ユキウサギ、キタキツネ、エゾモモンガなどの哺乳類が生息しています。農村部などに残された良好な自然環境を有する林の一部は、条例に基づいて帯広市自然環境保全地区に指定されています。

市街地の林にはアオジやアカゲラ、エゾリスなども生息し、都市緑地や自然林を活用した公園として維持しています。



農村部では、農地造成による森林の伐開や防風林の伐採などにより、森林面積が減少しています。また、市街地の林については、倒木の危険性や落枝、落ち葉等の苦情のもととなることがあります。市内には多くの河川が流れていますが、治水や利水のための河川改修等により、水生生物にとって棲みにくい環境となっています。このため、多自然型工法の採用などが望まれます。

さらに、近年は特定外来生物であるアライグマの目撃情報や捕獲数が増加しており、生態系への影響や農業被害などが懸念されるため、早急な対策が求められています。

【法令等による指定を受けた地域等の状況】

多様な動植物が生息する良好な自然環境を保全するためには、特定地域における人間の活動のある程度制限することや、優れた環境をもつ地域であることを明示して保護意識を啓発していく必要があります。

現在の環境を保全していくため、市内 28 カ所の地域等が国、道及び市から指定を受けています。

法令又は条例による指定地区及び地域(平成 30 年 3 月末現在)

	名 称	地区	面積(ha)	区 分
1	日高山脈襟裳国定公園	山間	6,358	国定公園(特別保護地区2,605ha、第1種～3種特別地域3,753ha)
2	岩内鳥獣保護区	山・農	708	道指定鳥獣保護区
3	岩内仙境	山・農	23.6	道自然景観保護地区
4	帯広農業高校	農村	11.9	道環境緑地保護地区
5	札内川流域化粧柳自生地	農村	5.1	道指定天然記念物
6	大正カシワ林	農村	4	道指定天然記念物
7	帯広畜産大学農場の構造土十勝坊主	農村	0.4	道指定天然記念物
8	桜木町カシワ林	農村	7	市自然環境保全地区
9	ヌップク川さけますふ化場跡地	農村	4	市自然環境保全地区
10	美栄町市有林	農村	3.8	市自然環境保全地区
11	上帯広町ハンノキ林	農村	4.5	市自然環境保全地区
12	基松町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
13	桜木町広葉樹林	農村	1.4	市自然環境保全地区
14	上帯広町河畔林	農村	3.3	市自然環境保全地区
15	富士町湿性林	農村	3.2	市自然環境保全地区
16	上清川町河畔林	農村	20.2	市自然環境保全地区
17	富士町22号湿性林	農村	3.3	市自然環境保全地区
18	ヌップク川源流部河畔林群Ⅰ	農村	1.5	市自然環境保全地区
19	ヌップク川源流部河畔林群Ⅱ	農村	2.6	市自然環境保全地区
20	戸蔭中島大川河畔林	農村	2.25	市自然環境保全地区
21	富士町基線湿性林	農村	1.75	市自然環境保全地区
22	水光園	市街	4.4	道環境緑地保護地区
23	帯広神社	市街	2.7	道環境緑地保護地区
24	稲田小学校西側カシワ林	市街	1	市緑の保全地区
25	石王緑地	市街	2.3	都市緑地
26	大山緑地	市街	2.2	都市緑地
27	稲田緑地	市街	1.7	都市緑地
28	帯広の森	農村	406.5	大規模公園

【特定外来生物対策】

帯広市におけるアライグマ等の特定外来生物を防除し、生態系の被害を防止するため、平成 25 年度に特定外来生物法に基づくアライグマ等防除計画を策定し、防除を計画的にすすめています。



アライグマ (出典：環境省ホームページ)

【日高山脈襟裳国定公園の国立公園化】

日高山脈襟裳国定公園は、世界自然遺産候補になるほど、豊かな生態系や特徴的な成り立ち、景観を有しています。

このことから、十勝・日高の自然環境にとって重要な区域と考えられており、国立公園指定に向け、要望活動や国との連携強化をすすめています。

【自然環境の保全】

○生物多様性に関する情報発信

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられており、生物多様性の恵みを将来にわたって享受できるよう、生物多様性の損失を食い止め、持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行うことが求められています。

こうしたことから、生物多様性の重要性についての理解をすすめるとともに、生物多様性の危機が私たちの身の周りから地球規模にまで及んでいることを自覚し保全行動につなげるため、引き続き生物多様性に関する情報発信や学習活動などを通じ普及啓発を行っていく必要があります。

○自然環境保全地区等の保全・監視

帯広市では、帯広市自然環境保全条例に基づき、平成5年度より自然環境監視員を配置しています。自然環境監視員は、自然環境保全地区を中心に動植物の生息状況の確認をはじめ、不法投棄や盗掘といった不法行為、施設の汚損や損傷などの監視業務を行うほか、環境事故への対応など、良好な自然環境の保全に努めています。

また、同一の地点を長年にわたり観察していることから、監視員からの報告書は市内の自然環境の変遷に関する貴重な情報となっています。

○環境保全のための事前配慮

帯広市では、公共工事は環境に与える影響が大きいものもあり、できる限り環境への負担低減に努めることが必要なことから、「公共工事環境配慮ガイドライン」を策定し、工事を計画した部署において、公共工事環境配慮事前調書を作成し、チェックシートにより評価を行うなど、公共工事に当たって環境への配慮を行っています。

基本目標 2 自然共生社会の形成

【2-2】地域の自然資源の保全・活用

環境の現況と課題

十勝・帯広は、日高山脈からの豊富な水と良質な農産物を育む豊かな土壌に支えられ、日本有数の食料生産地帯として発展してきました。広大で肥沃な十勝の大地は、それ自体が財産であり、私たちは様々な恩恵を受けています。

帯広市はこれまで環境保全型農業や地産地消の推進のほか、自然と共生するアイヌ文化の普及・啓発、魅力ある農村づくりや豊かな森林育成・保全に取り組んできました。

今後も環境との調和に配慮した安全安心で持続可能な自然にもやさしい農業を進めることや、林業のもつ多面的機能の活用のほか、観光面での利用など、地域の自然資源を有効活用していくことが必要です。

【環境保全型農業の推進】

十勝・帯広では、畑作と酪農の混合地帯である地域農業の特性を活かしたバイオマスの有効活用などによる環境保全型農業を推進しています。

防風保安林や耕地防風林の適正な維持管理、良質な堆肥と不(省)耕起栽培との組み合わせにより、土壌中への二酸化炭素貯留を促進し、広大な農地を温室効果ガスの吸収源とする取り組みを行っていることや、化学合成農薬や化学肥料削減による環境負荷低減の取り組み、環境との調和に配慮した農業生産を推進しています。また、恵まれた自然環境を活かした自給飼料の生産を行い、安全安心で良質な農畜産物の供給をすすめています。

【地産地消の推進】

地産地消の取り組みは、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつけるものであり、地域の農業と関連産業の活性化に資するだけでなく、生産地から消費者に届くまでの距離が短く、輸送時に発生する温室効果ガス排出量が抑えることができ、輸送に伴う環境への負荷が少なくなることから、引き続き地産地消を推進する必要があります。

【アイヌ文化の普及・啓発】

アイヌ民族は、自然や環境を大切にして、言語や音楽・舞踏・工芸・祭事等において独自の文化を育んできており、歴史的に見ても貴重な文化とされています。

自然共生社会を形成する上で、先人の知恵と歴史に学ぶことは非常に重要であり、帯広市では、アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の設置や身近な自然を「アイヌ文化」の視点で紹介する自然観察会の開催などを通じて、アイヌ文化の普及・啓発や自然や環境の大切さについての理解の促進に取り組んできており、引き続き先人の知恵と歴史に学びながら自然共生社会を形成していく必要があります。

【自然資源の活用と保全】

観光客の誘客、観光消費の拡大を図り地域経済の活性化につなげていくためには、食や自然など恵まれた地域資源を活かしながら、観光メニューの開発や情報発信を進めていくことが必要です。食や農業、自然空間を観光資源とした観光のブランド化などの自然資源の観光利用の取り組みは重要な視点であり、引き続き取り組みをすすめていく必要があります。

○ポロシリ自然公園

日高山脈・十勝幌尻岳の山麓に位置する自然公園で、公園内には、スノーピーク十勝ポロシリキャンプフィールド、自然加工体験施設、パークゴルフ場があります。十勝管内のみならず、全国から多くの人々が自然を楽しみに訪れています。



スノーピーク十勝ポロシリキャンプフィールド

○耕地防風林と農村景観

農地を保全する耕地防風林と広大な農地が作り出す景観は、絵ハガキなどのモチーフにもよく用いられ、「北の大地 おびひろ」の観光資源のひとつといえます。

○豊かな森林の育成 ～防風林の適正な維持・管理～

森林は、木材の生産だけでなく、風害防止、山地災害防止、生活環境保全、水源かん養に加え、森林浴などの保健文化など多くの機能を有していることから、引き続き市有林の適切な維持管理や民有林の整備を促進し、豊かな森林の適正な維持・管理に取り組んでいく必要があります。

○都市と農村が調和したまちづくり

帯広市では「都市と農村が調和したまちづくり」という考えのもと、市域を都市地域、農村地域、森林地域、自然公園地域に区分し、秩序ある土地利用、計画的な市街地の形成を進めてきており、引き続きこうした取り組みをすすめ、十勝・帯広らしい魅力ある景観づくりをすすめていく必要があります。

基本目標 2 自然共生社会の形成

【自然とともに生きるまち】

指標値と今後の取り組み

指標値

令和 11 年度(2029 年度)までに



今後の取り組み（案）

【2-1】生物多様性の保全について

○特定外来生物対策に取り組みます。

生息域が拡大しているアライグマについて、帯広市鳥獣被害防止計画やアライグマ等防除計画に基づき防除を進め、増加抑制・減少に努めます。

○日高山脈襟裳国定公園の国立公園化を目指します。

帯広市の自然の核である日高山脈の多様な自然の保護が強化され、知名度の向上や地域資源として活用を図るため、国立公園の指定を目指します。

○生物多様性に関する情報発信等を行います。

生物多様性の重要性を理解し、生物多様性の危機が身の回りから地球規模にまで及んでいることについての情報発信や、帯広の森や農村部の優れた自然などで行われる体験学習などを通じ普及啓発を行います。

○自然環境保全地区等の保全・監視を継続して行います。

帯広市自然環境保全条例に基づき、平成 5 年より自然環境監視員を配置しており、今後も引き続き監視員と連携をとり、自然環境保全地区の維持と監視を継続します。

○環境保全のための事前配慮を継続して行います。

帯広市自然環境保全条例に基づく開発行為の事前協議や帯広市緑のまちづくり条例に基づく一定規模の建築について敷地内の緑化を図る協議制度、公共工事ガイドラインによる環境配慮の実施を継続します。

今後の取り組み（案）

【2-2】地域の自然資源の保全・活用

○環境保全型農業を推進します。

化学合成農薬や化学肥料の削減による環境負荷の低減を進め、環境との調和に配慮した農業生産を推進していきます。また、家畜排せつ物をはじめとしたバイオマスの利活用の推進及び森林などの適切な維持管理により、温室効果ガスの削減に努めていきます。

○アイヌ文化の普及・啓発に努めます。

自然と共生しながら育まれてきたアイヌ文化の普及・啓発を行い、先人の知恵や歴史から環境にやさしい行動を学び、自然との共生に努めていきます。

○自然資源の観光利用、情報発信をすすめます。

誘客や観光消費の拡大を図るため、食や自然など、恵まれた地域資源を活かしながら、自然空間等を観光資源とした観光のブランド化や情報発信をすすめます。

○地域固有の景観特性に応じた景観形成に取り組めます。

森林は、生物多様性の保全や自然災害の防止、美しい景観の形成など多面的な機能を有していることから、適正な維持管理に取り組めます。また、「都市と農村が調和したまちづくり」の考えのもと秩序ある土地利用、計画的な市街地の形成を進め、豊かな十勝・帯広らしい魅力ある景観づくりをすすめます。

基本目標 3 生活環境の保全

【3-1】良好な生活環境の維持

環境の現況と課題

帯広市は、これまで大気環境や河川水質、騒音、悪臭などの監視、測定のほか、法令や条例に基づく規制、届出、立入調査などを通じ、公害の未然防止と良好な生活環境の維持に努めてきました。

帯広市内の環境状況については、国の定める環境基準を概ね達成しており、総じて良好な状況を維持しています。

【生活環境の状況】

○大 気

帯広市の大気汚染の原因は、暖房や自動車排気などによる燃焼ガスやばいじんによるもので、特に冬期の暖房に起因して大気汚染物質濃度が高くなる傾向を示し、風向風速等の気象条件によっても大きく影響を受けています。

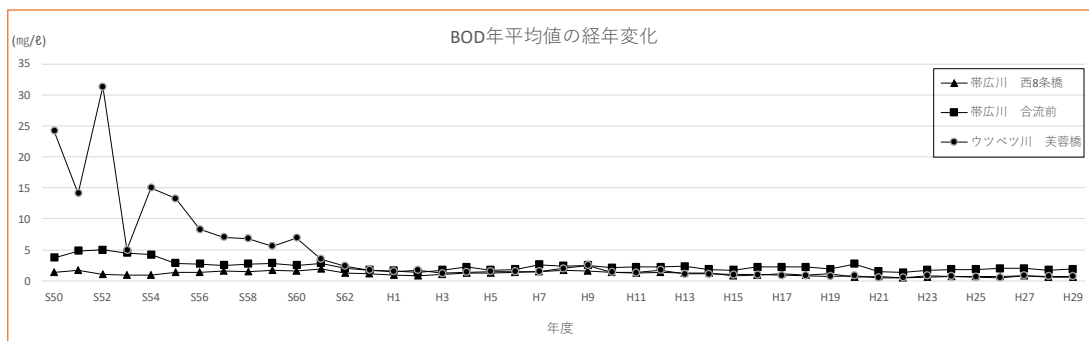
帯広市では昭和 58 年度から自動測定装置による窒素酸化物測定を実施してきましたが、全国的にも改善が進んだことから、平成 30 年度より帯広市の測定体制を常時監視測定から、季節ごとの短期測定に変更しました。

また、近年は大陸の森林火災や産業活動に伴い発生する大気汚染物質に影響を受けたと思われる事例が全国で観測されており、平成 28 年 11 月から北海道と協力し、帯広市内で PM2.5 の測定をおこなっています。

○水 質

市内の河川水質については、昭和 50 年頃までは生活排水の流入などにより、特に住宅地を流れる河川において汚濁が見られました。その後の下水道の普及に伴い河川水質は改善されており、帯広川等の環境基準類型指定河川では全ての測定地点で BOD75%値の環境基準を達成しています。また、環境基準が設定されていない河川についても、A 類型河川と同様の環境基準を満たしており、良好な環境が保たれています。

一方、大腸菌群数については、一部の河川で夏場に高い数値を示す地点があり、また、農村部を流れる河川の一部で硝酸性窒素が環境基準を上回る状態が続いていることから、こうした地点の水質改善が今後の課題となっています。



○騒 音

騒音については、道路交通騒音と航空機騒音の測定を行っています。

道路交通騒音については、幹線道路における道路交通騒音面的評価で、概ね環境基準を達成していますが、国道沿いの一部で一時的に環境基準の超過がみられます。

航空機騒音については、自衛隊使用の十勝飛行場周辺で常時測定を行っています。また、民間航空機使用のとかち帯広空港周辺では、年に1回の測定を行っており、いずれの飛行場も環境基準を達成しています。

○悪 臭

悪臭については、悪臭防止法に基づき、規制地域内で悪臭測定を行っており、平成30年度は4事業場について実施した結果、全てで規制基準内でした。

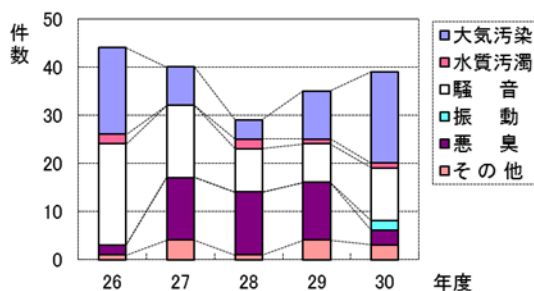
○地盤沈下

帯広市では昭和44年の国土地理院による測量結果を受け、地盤沈下の状況を観測する精密水準測量と、原因となる地下水位の測定を実施し、動向を把握しており、現在は安定している状態です。

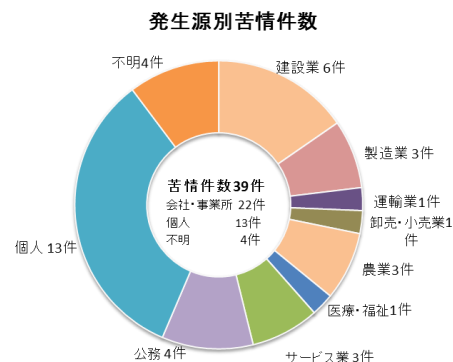
○公害苦情

市民から寄せられる苦情については、解体・建設工事に伴う騒音や振動、航空機や音響機器、ボイラーなどによる騒音など、原因は多岐に渡っています。

近年は、日常生活における身近な近所関係の苦情が多くなってきていますが、公害関係法令の適用対象外や違反に当たらない場合が多く、より快適な生活環境を求める苦情が多くなっています。



苦情件数の変化（環境都市推進課資料）



平成30年度発生源別苦情件数（環境都市推進課資料）

【公害の未然防止】

公害を未然に防止し、良好な環境を維持するため、企業と公害防止協定を締結し周辺環境との調和に努めています。

また、環境保全に対し配慮が必要な事業や開発行為において、環境保全協定を締結し、生活環境の保全、公害や災害の防止、自然環境の保全等を図っていきます。

この他、水質汚濁や土壌汚染など環境面への影響が大きい不法投棄防止のため、パトロールなどを今後も実施していく必要があります。

基本目標 3 生活環境の保全

【3-2】快適な環境の創造

環境の現況と課題

人々がうるおいや安らぎを感じられる良好な都市空間として、身近なみどりの存在は大変貴重です。帯広市では、これまで市民の手による帯広の森づくりや都市公園の整備、公共・公益空間におけるみどりづくりなど、市民協働によるみどりの拡大に取り組んできました。

しかし、みどりのまちづくりに関わる団体参加者の高齢化や公園等既存施設の老朽化、樹木の老木化などが問題となっています。

今後は、みどりの質の向上や、効果的なみどりの配置など、量に依存しないみどりの魅力向上や維持管理の効率化を図るとともに、みどりの多様な活用や、市民理解を深める取り組みによる担い手の確保などにより、引き続きみどり豊かな都市環境づくりをすすめる必要があります。

【市民アンケート結果】

帯広市では、市民の身近な環境に対する認識、評価などを把握するため、平成 30 年度に市民アンケート調査を実施しました。

○みどりの豊かさについて

緑（草木、花）の豊かさについての質問に対して、アンケートでは「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と答えた人は、82.3%でした。平成 16 年度は 79.8%、平成 20 年度は 86.0%でした。前回調査より若干減少していますが、8 割以上の市民は緑が豊かだと感じています。

緑（草木、花）は豊かだと思う

選択項目	H16	H20	H30
そう思う	36.8%	46.0%	43.7%
どちらかと言えばそう思う	43.0%	40.0%	38.6%
どちらかと言えばそう思わない	13.1%	10.4%	14.6%
そう思わない	6.6%	3.1%	3.0%
わからない	0.4%	0.5%	-

○生活環境について

空気のきれいさの質問について、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と答えた人は、93.5%でした。過去のアンケート調査の同様の設問では平成 16 年度で 86.1%、平成 20 年度で 93.9%でした。

また、川や池などのきれいさについての質問では、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と答えた人は、81.5%でした。過去のアンケート調査の同様の設問では、平成 16 年度で 64.1%、平成 20 年度で 76.9%であり、きれいだと感じる人の割合が増加しています。

この結果から、多くの市民が帯広の空気や川や池などの生活環境が、概ね良好であると感じていることがわかります。

空気はきれいで、さわやかだと思う

選択項目	H16	H20	H30
そう思う	40.1%	57.3%	58.7%
どちらかと言えばそう思う	46.0%	36.6%	34.8%
どちらかと言えばそう思わない	9.7%	3.3%	4.5%
そう思わない	3.3%	2.2%	2.0%
わからない	0.9%	0.5%	-

川や池などはきれいで、清らかだと思う

選択項目	H16	H20	H30
そう思う	18.2%	29.0%	33.3%
どちらかと言えばそう思う	45.9%	47.9%	48.2%
どちらかと言えばそう思わない	20.0%	14.9%	15.4%
そう思わない	10.8%	7.0%	3.0%
わからない	5.1%	1.3%	-

○道路や空地の清潔さについて

道路や空地の清潔さについての質問に対して、アンケートでは、「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と答えた人は、68.3%でした。平成16年度は40.5%、平成20年度では50.8%であったため、前回調査時よりも、17.5%増加しています。

ごみのポイ捨てをしないなど、市民のモラル向上や市民ボランティアの活動の活性化による効果の表れと考えられます。

近所の道路や空地などはごみがなく、きれいだと思う

選択項目	H16	H20	H30
そう思う	8.6%	10.8%	20.3%
どちらかと言えばそう思う	31.9%	40.0%	48.0%
どちらかと言えばそう思わない	32.8%	27.2%	21.8%
そう思わない	25.7%	21.5%	10.0%
わからない	1.0%	0.6%	-

【帯広の森造成事業】

帯広の森は、市民植樹祭や市民育樹祭などの多くの市民参加により、森づくりが進められてきた結果、市街地の近くにありながら、帯広の森一帯が緑の回廊となり、エゾモモンガやエゾサンショウウオに代表される貴重な生きものが生息するいのち豊かな森となりました。

森の中には園路が配置され、自然の懷に抱かれながら、市民が散策やウォーキングなどを楽しめるとともに、市民協働の森づくりや利用促進を図るための拠点となる「帯広の森・はぐくむ」では、帯広の森に関する情報提供とともに、市民と帯広の森を結ぶ役割を果たすため、自然観察会などを実施しています。

帯広の森は、環境省の生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、今後も森の質の向上に努めるとともに、市民に親しまれる森の利活用を図ることが必要です。



帯広の森・はぐくむ



帯広の森

【みどり豊かな都市の形成】

帯広市の公園及び緑地は、平成 31 年 3 月末時点で 197 カ所、延べ面積 727.57ha となっており、多くの市民に利用されています。

公園は、都市の安全性を確保したり、レクリエーション活動、憩いの場、地域活動の拠点として市民生活に必要な場所であり、引き続き人にやさしく、安全安心な公園を市民との協働により整備、維持管理していく必要があります。

また、緑地については、スポーツ・レクリエーション活動や水辺の空間として、楽しく安全に利用できるよう適正な維持に努めるとともに、都市内に残されている貴重な樹林地は、動植物の生育空間や市民のオアシスとして、周辺の土地利用状況などに配慮しながら保全を行っています。



西帯広公園



治水の森公園(十勝川水系河川緑地)

また、道路や河川、公共・公益施設などは、市民の生活環境の向上、利便性の確保、地域活動の拠点など市民の共有の財産となっており、引き続き市民・企業・行政が協働し、楽しみながら利用できる緑づくりをすすめていく必要があります。

○街路樹の整備

樹木の特色を生かし、周辺環境や景観に配慮しながら緑のつながりを確保し、帯広らしい街並みを形成するため、計画的に整備をすすめています。

○植樹マスを活用した緑づくり

地域住民の緑づくりの場やまちの景観向上のため、植樹マスを活用して草花などによる緑づくりをすすめています。

○公共施設の緑化

小中学校やコミュニティセンターなどの身近な公共施設において、子どもたちや地域の人たちが緑にふれあい、緑づくりを体験し、交流できる花壇づくりをすすめています。

○水辺の環境づくり

十勝川・札内川をはじめとし、都市内の中小河川において、河川の自然環境に配慮しながら、市民が安らぎや憩いを得られる、安全な水辺の空間づくりに努めています。

基本目標 3 生活環境の保全

【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】

指標値と今後の取り組み

指標値

令和 11 年度(2029 年度)までに
○環境基準達成率を ○○○% にします。
○

今後の取り組み（案）

【3-1】良好な生活環境の維持

○環境基準の維持・達成に取り組みます。

大気環境や河川の水質、騒音や悪臭測定など監視・測定のほか、法令や条例に基づく規制や立入調査、届出などを通じ、公害の未然防止と良好な生活環境の維持に努めます。

○公害の未然防止に努めます。

周辺環境との調和を図るため、企業等と公害防止協定を締結するとともに、環境保全に関して配慮が必要な事業や開発行為について、生活環境の保全、公害や災害の防止、自然環境保全等の見地から協定(任意)締結を図り、公害を未然に防止し、良好な環境を維持していきます。また、不法投棄防止のためのパトロール等を実施していきます。

【3-2】快適な環境の創造

○帯広の森造成事業をすすめます。

帯広の森づくりガイドライン等の計画に基づき、森の多様性に応じたきめ細やかな育成管理を計画的にすすめるとともに、帯広の森・はぐくむを拠点とし、帯広の森での活動受け入れや情報発信、森の現状に関する調査・研究等をすすめます。

○都市緑地・公園の整備に努めます。

人口減少・少子高齢化を背景に、これまでのみどりの量的拡大から、保全や質の向上を図り、公園の賑わいを創出するとともに、公園施設長寿命化計画への取り組みを進め、安心・安全な公園整備に努めます。また、公園等の自然環境保全のため、町内会やボランティアなどが行った公園清掃等の清掃ごみの無料収集を実施します。

○良好な都市景観の形成をすすめます。

都市と農村を結ぶ水・緑に象徴される自然環境や都市形態上の特徴であるグリッドパターンなどの個性を大切に、市民との協調を基本としながら、景観づくりをすすめます。

また、道路や河川、学校やコミュニティセンターなど公共施設だけでなく住宅や事業所などの敷地においても、市民参加によるみどりづくりを行い、豊かなみどりやその大切さを感じることができる潤いのある景観づくりに努めます。

基本目標 4 循環型社会の形成

【4-1】ごみ減量の推進

環境の現況と課題

産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」と、商店やオフィス、レストラン等の事業活動によって生じる「事業系ごみ」に分けられます。

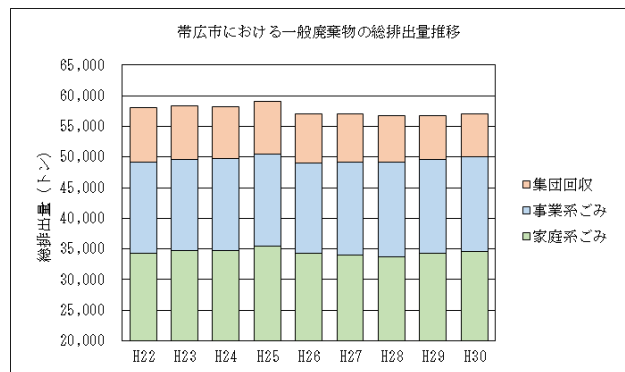
家庭系ごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなど 6 種 17 分類を基本とし、ゴミ処理施設に搬入されています。

事業系ごみは、事業者の責任において、事業者自らがゴミ処理施設へ搬入するか、収集運搬許可業者により搬入されています。

燃やすごみは焼却処理され、燃やさないごみは破碎処理後、鉄などの資源を回収し、焼却残渣とともに埋立処分をしています。

【一般廃棄物の総排出量推移】

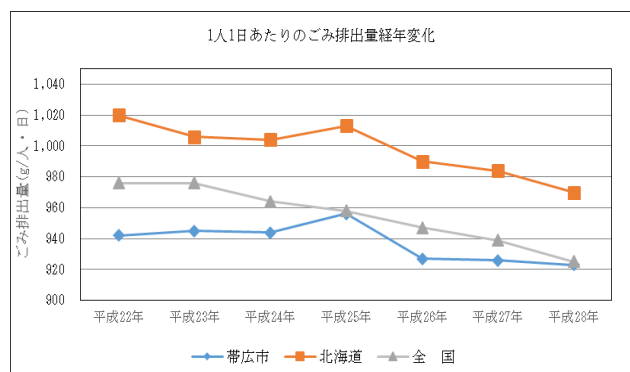
平成 30 年度の一般廃棄物排出量は、家庭系ごみ（資源ごみ含む）が 34,641 トン、事業系ごみが 15,397 トン、資源集団回収が 6,961 トンとなり、総排出量が 56,999 トンとなりました。平成 22 年度と比べると 1,011 トンの減少となっています。



出典：清掃事業課資料

【1人1日当たりの一般廃棄物排出量】

帯広市の1人1日当たりの一般廃棄物排出量は、平成 25 年度に一時的に増加しましたが、その後は横ばいとなっています。平成 28 年度における1人1日当たりの帯広市の排出量は 923 g に対し、北海道平均が 970 g、全国平均が 925 g となっており、帯広市の1人1日当たりの排出量は低く保たれています。



出典：帯広市環境白書、北海道環境白書、環境省

【一般廃棄物の排出割合】

平成 30 年度の市内から発生した一般廃棄物は、重量比で家庭系ごみが 61% (内訳:燃やすごみ 60%、燃やさないごみ 19%、資源ごみ 21%)、事業系ごみが 27% (内訳: 燃やすごみ 97%、燃やさないごみ 3%)、資源集団回収が 12%となっています。

この結果から、一般廃棄物に占める家庭系の燃やすごみが 36%で最も割合が高く、次いで事業系の燃やすごみの 26%、資源ごみの 13%の順になっており、6 割以上が燃やすごみであることがわかります。

一般廃棄物の排出量を減らすには、この 6 割以上を占める燃やすごみを減らす必要がありますが、家庭系ごみのうち、燃やすごみの組成(重量比による平成 28 年度から平成 30 年度の 3 ヶ年平均値)は、生ごみの割合が約 5 割と最も高く、次いで草・木や、汚紙(ちり紙、新聞)が約 1 割程度となっています。

燃やすごみは焼却処分されています。焼却量が多いほど、地球温暖化の主要原因である二酸化炭素の排出量が増えるとともに、最終的な埋立処分量も多くなるため、埋立処分場の寿命も短くなってしまいうことから、ごみの減量化は、地球温暖化防止の面からも、非常に重要な取り組みとなります。

【ごみの発生抑制と再使用等による減量化】

ごみの発生抑制と減量化を図るため、不要なものを買わない、使い捨て商品の購入は控え、繰り返し使うことができる商品を購入するなど、ごみ発生抑制を心掛けるライフスタイルを啓発していくとともに、フリーマーケットの開催などにより不用品等の再使用の促進、過剰な包装や緩衝材の使用の抑制、マイバッグ運動等の様々な取り組みを支援しています。

帯広市は、帯広市エコオフィスプランなど環境に配慮した取り組みを推進し、市主催のイベント等においても、関係部局と連携しながら、積極的に 3R の行動を実践しています。

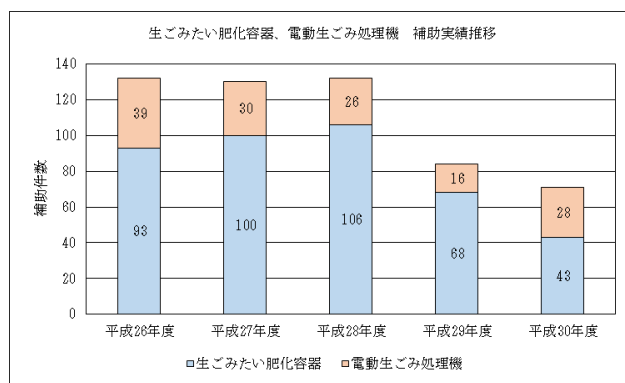
【生ごみ減量化への取り組み】

家庭系の燃やすごみの約5割を生ごみが占め、上手に減らす工夫により、一般廃棄物の総量を効率的に減量することができます。

環境省の推計では、家庭系食品廃棄物のうち、「食品ロス」が占める割合が約35%とされており、食品ロスの削減がごみ減量に大きな影響を与えます。食品ロス削減は、事業者はコスト削減、消費者は無駄な支出を減らすことになり、行政としては、処理コストの削減に繋がります。

食材は使い切る、食べ残しをしない、生ごみをたい肥化する、ごみに出す時は水切りをする、生ごみはできる限りたい肥化すること等により生ごみを減らすことができ、大きな減量効果を得ることができます。

帯広市では生ごみたい肥化容器等の購入助成のほか、食品ロス削減の啓発等を進めてきており、市民の生ごみ減量に対する支援や意識の啓発を図っていく必要があります。



出典：帯広市清掃事業課資料

【環境学習・教育の充実】

「もったいない」という気持ちや、「ものを大事にする気持ち」は、子どもの頃から身に付けることが重要であるため、環境問題に関する関心を高めてもらい、環境、ごみ減量、リサイクルの意識向上につなげるため、小中学校への出前講座、エコエコ紙芝居、学生向けの啓発活動、親子夏休み教室などの取り組みをすすめています。

また、広報おびひろやホームページへの掲載、分別パンフレット等啓発用チラシの活用、各種広報媒体を活用するなど、ごみ減量、リサイクル意識の啓発をすすめています。

ごみの減量や再資源化には行政だけでなく、市民・事業者との連携や、協働した取り組みを進めていくことが重要なことから、引き続きごみ懇談会等を通じて町内会や自主的な取り組みを行っている市民、事業者との情報交換など人材の育成や支援を進めていく必要があります。

基本目標 4 循環型社会の形成

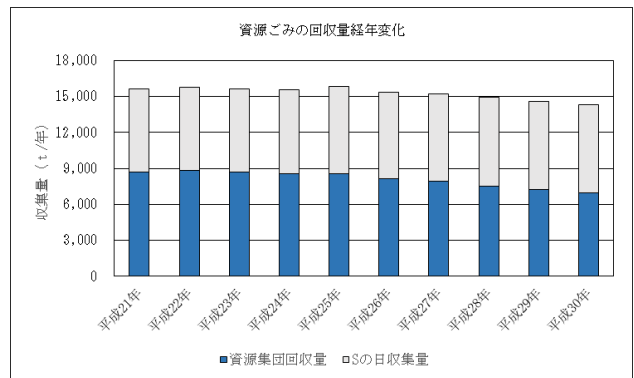
【4-2】資源循環の促進

環境の現況と課題

帯広市の資源ごみの収集・回収は、昭和 56 年度から資源回収モデル事業として開始した町内会等による資源集団回収と、容器包装リサイクル法の施行に基づき、平成 9 年 10 月から始まった帯広スタイル「S の日」の 2 種類があります。

【資源ゴミの収集、回収】

資源ごみの回収量は、平成 21 年度から平成 25 年度までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26 年度からは徐々に減少し、平成 30 年度には 14,321 t となり、平成 21 年度と比べると 1,327 t 減少しています。

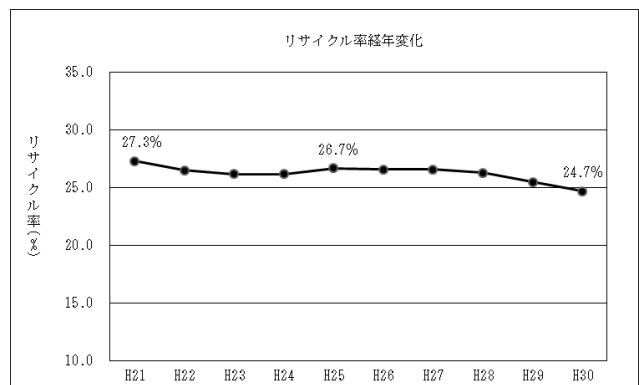


出典：帯広市環境白書、帯広市清掃事業課資料

【リサイクル率】

各家庭や事業所から出された一般廃棄物のうち、資源として再利用された割合を示すリサイクル率は、平成 21 年度の 27.3% から、平成 30 年度は 24.7% となり、平成 21 年度と比べると 2.6 ポイント減少しています。

平成 28 年度の北海道平均は 24.3%、全国平均は 20.3% となっており、全国や北海道と比べ帯広市のリサイクル率は高い水準となっています。リサイクル率を維持し、更なる向上のための取り組みが必要です。

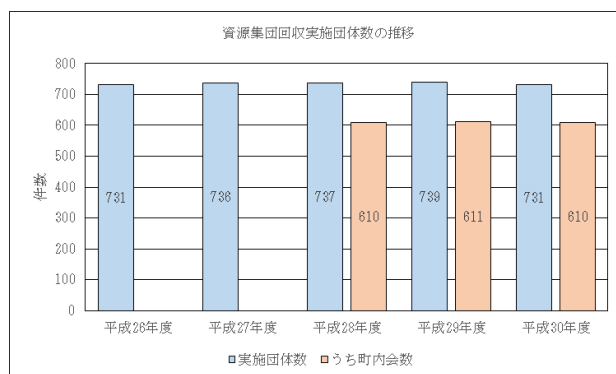


出典：帯広市環境白書、北海道環境白書、環境省

【資源集団回収奨励金制度の推進】

帯広市では市民の資源ごみの回収意欲の向上のため、町内会などが実施した資源集団回収の実績に応じて奨励金を支給しています。支給額は平成 30 年度時点で、回収量 1 kgにつき 4 円 20 銭となっています。

平成 30 年度末での実施団体数は 731 団体となっており、このうち町内会数は 610 町内会となっており、地域自ら率先して資源集団回収を実践しています。



出典：帯広市清掃事業課

【ごみ減量・資源回収促進月間の活用】

○春のごみ減量・資源化促進月間

毎年 5 月 30 日「ご (5) み (3) ゼロ (0) の日」を含む 1 カ月を「春のごみ減量・資源化促進月間」としています。平成 30 年度は、「春のリサイクル広場」を開催し、生ごみ堆肥化容器やごみ減量パネルの展示、古布や古着、使用済小型家電の回収などを実施するとともに、くりりんセンターと十勝リサイクルプラザにおいて、市民を対象とした「環境見学会」を開催しました。

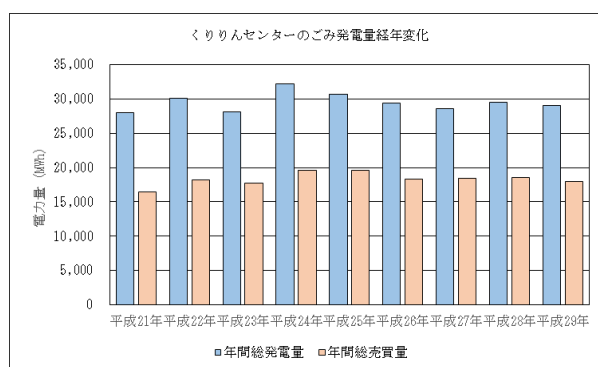
○秋のごみ減量・資源化促進月間

平成 30 年度は 9 月 30 日から 10 月 29 日を「秋のごみ減量・資源化促進月間」と設定し、「秋のリサイクルまつり」を開催しました。青空フリーマーケットや、古布・古着、使用済小型家電の回収を行いました。来場者数は約 1,190 人、フリーマーケットなどの出展店数は 119 店でした。

【ごみ焼却熱エネルギーの有効活用】

平成 8 年 10 月に供用開始した「くりりんセンター」では、ごみの焼却熱を利用して、発電を行っています。発電した電力は、施設内の電力をまかなうとともに、余剰電力を電力会社に売電しています。

平成 29 年度の発電量は 29,074MWh でした。



出典：くりりんセンター(十勝圏複合事務組合)資料

基本目標 4 循環型社会の形成

【ごみを出さないまち】

指標値と今後の取り組み

指標値

令和 11 年度（2029 年度）までに

○市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を g にします。

○ごみのリサイクル率を % にします。

今後の取り組み（案）

【4-1】ごみ減量の推進

○ごみの発生抑制と再使用等による減量化をすすめます。

ごみ減量のためには、ごみの発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)が重要とされていることから、不要なものを買わないことや、ものを繰り返し使うことなどの意識を高めるよう、小学校への出前講座やエコエコ紙芝居などの子どもに対する環境教育、環境学習の機会の充実、フリーマーケット開催情報の発信等による普及啓発を行います。

○生ごみの減量化に向け、支援や啓発等を行います。

生ごみ減量化へ向けて、生ごみたい肥化容器等の助成や、宴会五箇条など食品ロス削減について理解・関心を深めるための普及啓発や、まだ安全に食べられる食品を生活困窮者等に提供する「フードバンク活動」等への取り組みを支援します。

○環境学習・教育等の場を提供します。

子どもたちに対する環境学習・教育を実施していくとともに、ごみ懇談会等を通じて町内会や自主的な取り組みを行っている市民、事業者との情報交換など人材の育成や支援をすすめます。

【4-2】資源循環の促進

○ごみの適正排出・適正処理の徹底を図ります。

適正な循環的利用には分別の徹底は不可欠であることから、分別パンフレットやごみコミュニティーメールなどの各種広報媒体を活用した周知、清掃指導員による個別指導などにより、分別ルール of 徹底を図ります。

○資源ごみの循環的な再生利用を促進します。

再利用ができないものでも、再生利用（リサイクル）や熱回収といった循環型利用が可能なものもあるため、分別排出ルールの周知等により、適正な分別に基づく種類別リサイクルを促進します。

○循環型ビジネスに関する周知を行います。

十勝管内において、ごみの資源化や再生品の提供を行う民間企業もあることから、積極的に活用するよう市民に周知していきます。

基本目標 5 市民参加と広域連携

【5-1】環境配慮行動の実践

環 境 の 現 況 と 課 題

【市民アンケートからみた現況と課題】

帯広市では、定期的に市民の身近な環境の現状等を把握するため、市民アンケートを実施しています。平成 30 年度調査における「環境にやさしい行動」の実践状況についての設問では、自身が実践したことがある、又は実践している行動を選んでいただきました。回答者の中で、環境にやさしい行動を実践していない方は 0 人でした。回答者は 1 つ以上の行動を実践しており、5 つ以上の行動を実践している方が約 56%でした。

最も多かったのは「シャワーを流しっぱなしにしない」であり、次いで「家電を買い替えるときは、省エネタイプのものを選ぶ」でした。

一方、最も少なかったのは「外出時は徒歩や自転車、公共交通機関等を利用する」となっています。

また、各年代別で見ると、60 代から 70 代以上の方の実践割合が高いことが分かります。一方で、20 代から 30 代の実践割合が、他の世代に比べて若干低い傾向にあることから、今後は 20 代から 30 代への普及啓発を意識した取り組みが必要です。

環境にやさしい行動を実践している人数		
実践していない	0人	0.0%
1つ実践している	15人	3.7%
2つ実践している	37人	9.1%
3つ実践している	48人	11.8%
4つ実践している	79人	19.5%
5つ実践している	97人	23.9%
6つ実践している	89人	21.9%
7つ以上実践している	41人	10.1%

項目別「環境にやさしい行動」を実践している人数		
シャワーを流しっぱなしにしない	334人	82.3%
洗濯する時は、風呂の残り湯を再利用する	206人	50.7%
暖房便座を使わない時は、フタを閉める	313人	77.1%
冷暖房機器の設定温度を適切に設定する	307人	75.6%
家電を買い替える時は、省エネタイプのものを選ぶ	319人	78.6%
外出時は徒歩や自転車、公共交通機関を利用する	132人	32.5%
自家用車を運転する際には、エコドライブを心掛ける	238人	58.6%

各年代における「環境にやさしい行動」の実践割合	20～30代	40～50代	60～70代	全体
シャワーを流しっぱなしにしない	72.6%	78.0%	87.8%	82.3%
洗濯する時は、風呂の残り湯を再利用する	33.9%	50.4%	55.9%	50.7%
暖房便座を使わない時は、フタを閉める	72.6%	80.3%	76.5%	77.1%
冷暖房機器の設定温度を適切に設定する	66.1%	71.7%	81.7%	75.6%
家電を買い替える時は、省エネタイプのものを選ぶ	66.1%	71.7%	81.7%	75.6%
外出時は徒歩や自転車、公共交通機関を利用する	29.0%	18.1%	42.7%	32.5%
自家用車を運転する際には、エコドライブを心掛ける	48.4%	62.2%	59.2%	58.6%

【自分達のまちは自分達の手で美しく】

帯広市では、「自分達のまちは自分達の手で美しく」という共通認識のもと、地域住民や地元企業の力を原動力とし、行政がサポートする協働の仕組みである「まち美化サポート事業」により、「どこよりも美しいまち」を目指しています。参加企業等が清掃活動を行う「クリーン・キャンパス・21」は、平成13年度から活動を開始し、現在では13の地域で約30団体が活動を行っています。登録した個人が清掃活動を行う「エコフレンズ」は、平成14年度に導入され、「いつでも、どこでも、好きなときに」をキャッチフレーズに、現在約4,000名が地域の清掃活動を行っています。

帯広市町内会連合会では、地域住民の自主的な取り組みにより、環境保全、環境美化活動などを推進する「クリーングリーン」運動を推進しており、帯広市町内会連合会が主催している「全市一斉河川清掃」は、昭和48年に市民団体等が主体となって実施したウツベツ川の清掃活動を始まりとし、現在では毎年5月第2日曜日に実施されるとともに、毎年5月から10月を定期清掃月間と定め、各地域・町内会等毎に清掃活動を行っています。

今後も引き続き地域清掃等の活動をサポートしていく必要があります。

【環境に関する市民交流】

とかち・市民「環境交流会」は、多くの市民が幅広く多様な環境に関する問題や互いの活動の実情を知り、環境活動への参加につなげていくことを目的として、平成14年度より開催されています。

環境をテーマに活動をしている団体、小中高生、事業者、行政などによる「環境」に関する展示や、省エネ機器やエコカーの展示・試乗体験などのほか、各団体の活動報告などを行っています。

【環境にやさしい活動実践校】

小中学校などの児童生徒が、自らの生活行動と地球や地域の環境との関わりについて考え、身近なところから環境保全に向けた具体的な活動を行っている学校を、「環境にやさしい活動実践校」として市と市教育委員会が認定しており、平成29年度末までに市内の市立小学校・中学校・高校の全41校（小学校26校、中学校14校、高校1校）が認定されました。

「環境にやさしい活動実践校」では、さまざまな環境活動などが行われており、児童生徒を通して家庭や地域へと効果が波及していくことが期待されることから、引き続き取り組みを支援していく必要があります。

【環境教育】

帯広市では、市民が環境に関心を持ち、環境問題と自分たちの生活行動に密接な関係があること、自ら実践することができる様々な対策があることなどへの認識を深め、具体的な行動に結びつけるきっかけとなるよう、学校や団体等を訪問し、スライドや参加型プログラムによる出前環境教室を実施しています。

特に、市内の小学校、中学校および市立高校に対しては、庁内の様々な部署が児童生徒に提供できる出前講座を集約したプログラム集を配布しており、BDFで走るバスの乗車体験など民間企業と連携した講座等が利用されています。

また、図書館での調べ学習の実施など、環境関連資料による学習支援も行っています。

このほか、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、北海道知事から委嘱を受けた北海道地球温暖化防止活動推進員も、ボランティアとして市民や団体等に対して普及啓発活動等を実施しています。

【COOL CHOICE（クールチョイス）】

国は脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進しています。

帯広市においては家庭部門、運輸部門からの温室効果ガス排出割合が大きく、市民の具体的な環境配慮行動の促進が重要となっていることから、今後はとまち・市民「環境交流会」や環境パネル展などのイベントや市内全戸に配布している省エネ啓発チラシ、出前環境教室などの環境教育に関する取り組みにおいて、「COOL CHOICE」と連携した情報発信を行っていく必要があるとともに、引き続きラジオ局などの地元メディアや地元バス会社等と連携し、省エネ行動やマイカー利用の自粛などの具体的な環境配慮行動の呼びかけを行っていく必要があります。

基本目標 5 市民参加と広域連携

【5-2】広域連携の推進

環境の現況と課題

十勝管内 19 市町村は、それぞれ行政区域を単位としてまちづくりを進めていますが、近年住民の活動範囲も広がり、環境面における行政施策などの連携が求められています。

また、市民の環境に関する活動においても、広域的視野でのネットワーク構築や、具体的な取り組みが求められています。

【十勝定住自立圏構想の取り組み】

定住自立圏構想は、圏域の中心的な役割を担う中心市と近隣町村が、それぞれの魅力を活かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への定住を促進する自治体連携の取り組みです。

環境分野においては、「地球温暖化の防止に向けた低炭素社会の構築」を目指し、環境意識の啓発や、再生可能エネルギー利用促進・省エネルギー機器の導入促進について、圏域内で情報等を共有しながら取り組みをすすめていく必要があります。

【十勝バイオマス産業都市構想】

十勝地域 19 市町村は、平成 25 年に 7 府省から地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化を目指す「バイオマス産業都市」に選定されました。大規模畑作・酪農畜産業が展開されている十勝に賦存する豊富で多様なバイオマスを活用し、地域循環型社会の形成や自立・分散型エネルギー供給システムの構築、低炭素社会の実現に向けた取り組みを進めてきており、平成 31 年に農林水産省から構想の変更が承認され、平成 31 年 4 月からは新たな構想で取り組みをすすめています。

【JICA との連携】

帯広市には、独立行政法人国際協力機構（JICA）北海道センター（帯広）が設置されており、道東における国際協力の拠点として事業を展開しています。JICA 北海道（帯広）では、開発途上国から、年間を通して数百名の研修員を受け入れており、各研修員は行政、環境、農林水産業等に関する研修コースにおいて、専門知識や技術を習得しています。

平成 30 年度末までに受け入れた海外からの研修員は 6,493 名にのぼり、帯広市は、環境に関する研修コースを通して、環境行政や環境モデル都市としての取り組みを世界に発信しています。

基本目標 5 市民参加と広域連携

【環境にやさしい行動を実践するまち】

指標値と今後の取り組み

指標値

令和 11 年度(2029 年度)までに

-
-

今後の取り組み（案）

【5-1】環境配慮行動の実践

○清掃ボランティアと協働し、取り組みを実施します。

まち美化サポート事業の推進や全市一斉河川清掃などの活動の支援を行い、市民や事業者と協働でまち美化への取り組みを実施していきます。

○環境に関する市民交流の場を提供します。

幅広く多様な環境問題や活動内容を知り、環境活動の輪を拡げていくことを目的としたとかち・市民「環境交流会」を市民や事業者、行政が協働で実施していきます。

○環境にやさしい活動実践校への支援を行います。

学校から家庭や地域へと効果が波及していくよう、引き続き支援を行っていきます。

○出前環境教室など環境教育を実施します。

環境問題と自分たちの生活行動には密接な関係があること、自ら実践することができる様々な対策があることなどへの認識を深め、具体的行動に結び付けるキッカケを出前環境教室などを通じて提供していきます。

○COOL CHOICE の普及に努めます。

地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE」の普及に努め、家庭部門などからの温室効果ガス排出量削減に向け、環境配慮行動の実践を促進していきます。

【5-2】広域連携の推進

○十勝 19 市町村が連携し、地球温暖化対策等に取り組めます。

地球温暖化対策等を十勝定住自立圏構想の枠組みを活用し、帯広市だけでなく、19 市町村が連携して推進していきます。

○十勝バイオマス産業都市構想を推進します。

大規模畑作・酪農畜産業が展開されている十勝に賦存する豊富で多様なバイオマスを活用し、地域循環型社会の形成や自立・分散型エネルギー供給システムの構築、低炭素社会の実現に向けた取り組みを十勝 19 市町村と連携し、取り組んでいきます。

○JICA と連携し、帯広市の取り組みを世界へ発信します。

年間を通して海外からの研修員が多く訪れる JICA と連携し、帯広市の環境行政や環境モデル都市としての取り組みを各国の研修員を通じ世界に発信していきます。